

	基準年度 (令和6年度)	第二年度 (令和7年度)	第三年度 (令和8年度)
基準年度の賦課 期日(1月1日) に所在する土地 又は家屋	その土地又は家 屋の基準年度の 価格	据置価格 (審査申出不可)	据置価格(審査申出不可)
			その土地又は家屋に類似する 土地又は家屋の基準年度の価 格に比準する価格(※1)
		その土地又は家屋 に類似する土地又 は家屋の基準年度 の価格に比準する 価格(※1)	土地の修正価格(※2)
			据置価格(審査申出不可)
		土地の修正価格 (※2)	その土地又は家屋に類似する 土地又は家屋の基準年度の価 格に比準する価格(※1)
			土地の修正価格(※2)
第二年度におい て新たに固定資 産税を課税され ることとなる土 地又は家屋		その土地又は家屋 に類似する土地又 は家屋の基準年度 の価格に比準する 価格	据置価格(審査申出不可)
			その土地又は家屋に類似する 土地又は家屋の基準年度の価 格に比準する価格(※1)
			土地の修正価格(※2)
第三年度におい て新たに固定資 産税を課税され ることとなる土 地又は家屋			その土地又は家屋に類似する 土地又は家屋の基準年度の価 格に比準する価格

※1 地目の変換、家屋の改築等によって基準年度の価格によることが適当でないとき市長が認める場合など

※2 土地の第二年度、第三年度に地価の下落があり、価格を据置くことが適当でないとき市長が認める場合

□ の範囲は第二、第三年度での、■ の範囲は第三年度での審査申出はできません。